

幼児教育の無償化について

入園料・保育料 月額25,700円まで無料

- ・満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子が対象
- ・入園料は月額に換算して無償化の対象
- ・制服代・給食費・通園バス代などの実費徴収は対象外

(算定例)

| | 入園料 | 保育料 | 無償化対象 | 保護者負担 |
|-------|-----------------------|---------|---------|--------|
| 年少 | 5,000円 (60,000÷12) | 20,000円 | 25,000円 | 0円 |
| 年中・年長 | - | 30,000円 | 25,700円 | 4,300円 |

- ※ 4月入園の場合、入園料は12月で割った金額とする。
- ※ 各幼稚園で独自に徴収している施設維持費・暖房費などの保育料以外の費用は、無償化の対象外。

預かり保育 月額11,300円まで無料

- ・保育の必要性(※)があり、預かり保育を利用する3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子が対象
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動(450円×利用日数)

(※)佐倉市では月13日以上かつ1日4時間以上の就労等の要件

(算定例)

| 預かり保育利用料 | 利用日数(月合計) | 上限額(450円×日数) | 無償化対象 | 保護者負担 |
|----------|-----------|--------------|--------|--------|
| 5,000円 | 10日 | 4,500円 | 4,500円 | 500円 |
| 10,000円 | 20日 | 9,000円 | 9,000円 | 1,000円 |

- ※ 無償化の対象の場合も、預かり保育の利用料はいったん幼稚園に納入していただきます。その後、申請書を提出し、無償化対象分を口座振込で返金します。
- ※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額16,300円が上限)

無償化の対象となるには、
施設等利用給付認定申請書の提出が必要です。
幼稚園から配布される申請書を記入の上、幼稚園にご提出ください。

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

無償化認定等に関すること こども保育課 043-484-6245
費用の請求等に関すること こども政策課 043-484-6139